**石　巻　市**

自発的活動支援事業補助金交付事業

障害をお持ちの方が、自立した日常生活及び社会生活が営むことができるよう、自発的活動を支援する団体等に補助金を交付しています。

本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく地域生活支援事業として実施するものです。

１　補助対象となる団体等

自発的活動支援事業を実施する市内の団体またはグループ（以下「自発的活動支援グループ等」という。）

ただし、障害者総合支援法または介護保険法（平成９年法律第１２３号）に基づくサービスを提供している法人を除きます。

＊自発的活動支援グループ等の本部、支部等区別することなく１つの自発的活動支援グループ等としてとらえます。

２　補助対象となる社会参加促進事業と補助金額

　補助金交付の対象となる事業は、下記です。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象事業 | 事業の参加人数 | 補助対象経費 | 補助上限額 | 備考 |
| 地域での障害者等の災害対策活動や見守り活動 | ６人以上（支援者、ボランティア等） | 事業の実施に要する講師報償金、講師旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料 | 30,000円 | 人件費及び遊戯費は対象外。各講座または各教室については、講師による講和または指導を伴うもの。 |
| ボランティア養成等の活動 |
| 障害者やその家族の情報交換ができる交流活動 | ６人以上（３人以上の障害者（または障害児）と支援者、ボランティア等） |
| 権利や自立のための社会に働きかけ活動 |
| その他　障害者（または障害児）や地域住民が自発的に行う活動 |

１つの自発的活動支援グループが同一年度に複数の事業を実施する場合も補助上限額は変わりません。

３　補助金の申請

　申請書類を担当課（障害福祉課）に提出してください。

【申請書類】

1. 石巻市自発的活動支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
2. 当該年度の事業計画書
3. 収支予算書
4. 参加者名簿または内訳書
5. 前年度の実績記録、記録写真等（前年度に事業を実施している場合等）
6. 自発的活動支援グループ等の規約または会則（団体またはグループの名称、代表者名、所在地、目的等が記載されたもの）
7. その他補助金交付の可否、補助金額の算出等に必要な書類

４　申請期限

原則、事業実施年度の５月末日までに申請してください。年度中は随時受け付けますが、予算の上限額を超えた場合は交付できないことがあります。

５　申請後の流れ

1. 申請後、内容審査の上、補助金交付決定（却下決定）通知書を送付します。
2. 交付が決定した場合、振込先口座を登録するための書類を送付しますので、提出してください。
3. 登録された口座に補助金を振り込みます。

６　実績報告

事業実施後、３０日以内（年度をまたがる場合は３月末日まで）に実績報告書類を担当課（障害福祉課）に提出してください。

【実績報告書類】

1. 石巻市自発活動支援事業実績報告書（第３号様式）
2. 収支決算書
3. 参加者名簿（第４号様式）
4. 記録写真
5. その他必要な書類（領収書）

**【担当課】　石巻市福祉部障害福祉課**

〒986-8501　宮城県石巻市穀町１４－１　石巻市役所

TEL：０２２５－９５－１１１１　FAX：０２２５－２２－６６１０

H29.4　障害福祉課作成